

令和6年第6回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年6月5日(水) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 17名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織 (欠席)	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成 (欠席)				

5. 欠席委員

4番 山本 香織 19番 児玉 一成

6. 議事録署名者

14番 船木 良江 15番 河野 芳徳

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- (7) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (8) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 特定農地貸付けの承認の取消の専決処理について
- (7) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

・その他

- (1) 令和6年度第2回地区協議会の日程について
- (2) 令和6年6月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第6回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区佐東地区、武内推進委員、安佐南区沼田地区、石井推進委員、安佐北区白木地区、下中推進委員、安芸区阿戸地区、藤岡推進委員、よろしくお願いいたします。

本日の欠席者は、4番、山本委員、19番、児玉委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。14番、船木委員、15番、河野委員よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、10件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の10件について説明します。

議案の3ページ及び4ページをご覧ください。

1番、3番、7番、8番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

2番は申請地の隣接地を所有しており便利なため申請地を取得するものです。

4番、5番、6番は、新規就農するために取得するもので、それぞれじゃがいも、サツマイモ、水稻、キュウリ、たまねぎなどを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

9番は、家庭裁判所の審判により譲受人に贈与するものです。

10番は同一農家世帯で父から子に生前贈与のため所有権移転するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の10件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番は私の担当なので説明します。5月20日に溝口委員、事務局職員2名で現地調査を行いました。譲渡人は、耕作をやめるため譲渡するものです。譲受人の自宅から約100mのところに申請地があり、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。適正に管理されており、問題ないと思います。

議 長

2番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。2番は、5月16日に事務局職員2名と現地調査を行いました。上垣内委員は当日都合が悪く、後日調査されています。

譲渡人は、今後畑作に専念するため、申請地を譲受人へ賃貸し、譲受人は、申請地に隣接する農地で水稻を作付けしており、水稻栽培を効率的に行えると考え、借りることとしたものです。特に問題はありません。

議 長

3番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。5月17日の金曜日に事務局職員3名と現地調査を行いました。当日岩重委員は所用があり、後日現地確認をされています。

譲受人は、経営規模拡大のために農地を取得し、露地物野菜の栽培をするものです。現地は適正に管理されており、問題はないと思います。

議 長

4番、佐藤委員。

佐藤委員

10番、佐藤です。4番は、5月17日に下谷委員と事務局の方3名で現地を確認しました。現地確認時はまだ草が生えたりしていましたが、今日事務局から申請地の写真を見せてもらい、きれいに管理されているのを確認しました。問題ないと思います。

議 長

5番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。5番の案件について、5月17日に船木委員、事務局職員3名とで現地を確認しております。申請地の約半分は水稻の作付けが行われており、残りはきれいに草刈りがされ、管理されていました。譲受人は新規就農となりますが、譲渡人の指導を受けながら耕作を行うということで問題はないと思います。

議 長

6番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。5月17日金曜日に谷口委員、事務局職員と現地調査を行いました。申請地は譲受人宅のすぐ近くで、新規就農されるということですので。申請地は保全管理されており、問題はありません。

議 長

7番、8番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。7番、8番は、5月17日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。

7番、8番の譲受人は同一で、7番、8番の譲渡人が遠方に居住するなど耕作が困難であり、申請地の近隣に住んでいる譲受人が経営規模拡大のため、取得するものです。7番、8番いずれも適正に管理されており、問題はなく、許可相当と思います。

議 長

9番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。9番は、先月の5月20日 奥田委員及び事務局2名と現地調査を行いました。

相続財産清算人である譲渡人と譲受人は兄弟であり、申請地の近隣に居住している兄である譲受人が、露地野菜を栽培するため贈与により所有権移転するもので、問題はなく異論ありません。

議 長

10番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。10番については、5月20日に児玉委員、事務局の方と現地調査をしました。病气療養中の父から子への生前贈与による所有権移転で、農地はきれいに管理されており、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、10件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地を住宅用敷地、駐車場及び進入路として使用するものです。

申請地は既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、佐藤委員。

佐藤委員

10番の佐藤です。1番の案件ですが、5月17日に、下谷委員と事務局の方と現地を確認しました。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の4件について、説明いたします。議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地に隣接する譲受人の店舗用駐車場として利用しようとするものです。

2番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、桜を植樹しようとするものです。

3番、4番は、雑種地への転用事案で、申請地に隣接する雑種地と共に譲り受け、道路の維持管理工事の業者に資材置場として賃貸しようとするもので、当該事業者からの賃貸申込書を添付させています。

これらの申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。1番は、5月17日に私と事務局職員3名とで現地の調査を行いました。申請地は昭和53年に道路部分を分筆した後の残地で、申請地に隣接する店舗を経営する譲受人が、既存の駐車場が手狭なため、申請地を譲り受けて、第2駐車場として整備する案件です。駐車場にすることによる近隣の耕作への影響はなく、問題はありません。

議 長

2番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。5月17日に事務局職員3名とで現地を確認しております。譲渡人は遠方に居住され、申請地を管理できません。譲受人の住所は、東京となっておりますが、実家が申請地のすぐそばにあり、実家に帰られた時は、いつも申請地を見られています。申請地の両サイドはすでに桜及び駐車場となっており、周辺の耕作に影響はないものと思われ、問題はないと思います。

議長

3番、4番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。3番、4番は、5月20日、事務局の方と現地調査をしました。申請地は現在、農地として管理されています。転用による周囲への影響もなく、問題はないと思います。

議長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、4件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の7ページをご覧ください。本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、引き続き法人Fが資材置場用地として一時転用期間を令和6年9月30日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。以上で議案第4号の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番は、5月16日に事務局職員2名と現地調査しました。申請地は、資材置場となっています。本件は、令和2年6月5日開催の総会で審議し、同年6月8日付けで一時転用許可を行ったもので、前回承継者の法人Eが資材置場用地として借りていたものですが、この度、法人Fが引き続き資材置場用地として一時転用期間を令和6年9月30日までとする事業計画の変更です。申請に問題はなく、許可相当と思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。1番は、去る5月16日事務局職員と一緒に現地を調査しました。申請地は適正に管理されており、これからウメなど果樹を植えるということで問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議がございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第6号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について20件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第6号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について説明いたします。

本件につきましては、議案の9ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見照会があったものです。変更内容は、議案に記載しているとおりです。今回、ご審議いただくのは、令和6年2月末までに土地利用計画変更申出書が提出されたものです。農地法第4条許可申請予定の案件が2件、農地法第5条許可申請予定の案件が13件、非農地証明に係る案件が5件、合計20件、50筆を農用地区域から除外しようとするものです。

また、農用地区域へ編入するものは、中山間地域等直接支払事業実施区域に伴うもの1件、1筆、令和4年に土地利用計画変更申出を行ったが、事業計画中止に伴い再度編入するもの1件、3筆の合計2件です。

その他、過去に佐伯区湯来地区で地籍調査を行った成果による分合筆及び地目変更

等に伴い、農用地区域から除外又は同区域に編入を行おうとするものがあります。今回は大字麦谷字木藤外34地域について行います。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第4条・5条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の21ページから24ページの「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」とおりのとおりです。なお、農用地区域から除外する案件では、5条許可申請予定のものを13件と説明しましたが、転用許可申請の単位では、各々の土地所有者が異なっており、15件となっています。

農地法第4条、5条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、広島県との事前協議、農業委員会の意見聴取の後、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年7月中旬に農振法第11条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の21ページから24ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」の「1. 農地法第4条許可申請予定のもの」の1番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。

最初に農地法第4条許可申請予定のものについて、1番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。1番は、昨年11月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請者は、申請地の隣接地で住宅兼小売店舗を開業し、来客用及び従業員用の駐車場が必要となり、近隣で候補地を探した結果適地がなく、自己所有地である申請地を選定したものです。転用に伴う周辺農地の営農上の支障もないことから、やむを得ないものと思います。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。2番について説明します。3月19日に事務局職員2名と現地を確認しました。申請地は、保全管理されています。宅地への進入路と駐車場として利用する予定となっています。周辺農地への影響もなく、この申請は問題ないと思います。

議 長

続きまして、5条許可申請予定のものについて、1番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。1番は、3月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請地は、地元町内会の定住促進部会が農振農用地の除外の基準も考慮の上、移住者のために選定した土地であり、転用者の移住が具体的に決まったことから、申請されるものです。申請地の転用については、周辺農地への営農上の支障もないことから、特に問題はないものと思います。

議 長

第5条許可申請予定の2番から10番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。申請の内容が同じなので、2番から10番まで一括で説明します。現地の確認は、3月19日に事務局職員2名と行いました。申請地は保全管理、耕作地等ありましたが、いずれも狭小農地や、大型機械の進入が困難な農地で、申請理由も、高齢で今後も耕作や、農地の維持ができないため太陽光発電用地への売却を予定している、となっています。周辺農地への影響もなく、2番から10番の申請は問題ないと思います。

議 長

11番から13番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。11番から13番については、令和6年3月19日に事務局職員2名と現地の調査を行いました。

11番は、太陽光発電設備の案件です。申出人は、後継者もなく、今期限りで耕作をやめようとしていたところ、太陽光発電用地としての売買の話があり、今後相続等を考えた結果、処分した方が良くと判断し、今回除外申請を出したものです。申請地周辺にも太陽光パネルが点在しており、他の農地の耕作には影響はないものと思われま

す。12番は、申請地を、土木事業を営んでいる法人へ売却する案件です。法人は広島市東区に代表者の自宅があり、事務所を設置していますが、手狭なことから申請地への事務所移転をする計画です。建物の1階は事務所、2階は従業員の宿舎として利用し、建築敷地以外は駐車場として利用します。申請地の東側は同社の資材置場として、既に利用されており、会社機能の集約を図るものです。建物を建てることによる他の農地の耕作には影響はないものと思

ま

す。続きまして13番は、申出人は父親で、転用者は子です。現在は安佐南区に居住していますが、住居が手狭となり、申請地に転用者が平屋建の自己住宅を建築し、居住しようとするものです。建物を建てることによる他の農地の耕作には影響はなく問題はないと思います。

議 長

14番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。14番は、3月18日に事務局職員2名と現地調査しました。申請地は休耕となっています。譲渡人は耕作困難なため、譲受人に所有権移転し、譲受人はキャンプ場及び駐車場として利用しようとするものです。山間部のため、周辺に被害が及ぶことはなく、また、上下水道も申請地の近隣に整備されており、この案件は問題ないと思います。

議 長

15番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。15番は、令和6年3月21日に事務局職員2名と現地調査を行っています。太陽光発電設備を設置するため農振除外するもので、当該地域においては近年点的に設置が見受けられますが、やむを得ず異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の20件を、意見なしと、市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について5件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第7号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和6年5月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経

営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の25ページと26ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については27ページから55ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、キュウリ、広島菜の露地栽培を行っています。今後は、管理機等を導入することで生産性を上げます。土壌分析等に基づいた土づくりを徹底することで、秀品率、単収を上げます。また、キュウリについて、新たな販売ルートの開拓を行い、単価アップを図ることにより、年間労働時間1,800時間、年間所得516万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、広島菜、キュウリ等の生産を行っています。今後は、収量性に優れた品種や新資材の導入を図るとともに、かん水及び追肥をこまめに行い適切な生育環境を整えることで、収量及び秀品率の向上を目指します。また、キュウリの市場動向を見極めながら契約出荷を増やすことで価格の安定化を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得503万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

3番の申請者は、現在、白ネギ、水稻、水耕施設野菜の生産を行っています。今後は、農地の集積化を図ることとし、利用権設定を活用して露地野菜の栽培面積を拡大します。また、新規機械の導入を行うことで作業の効率化を図るとともに、水稻の作業受託面積を拡大することにより、年間労働時間2,000時間、年間所得507万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

4番は広島市及び安芸高田市で営農されているため、広島県知事へ申請書の提出があり、令和6年5月14日付けで広島県知事から広島市長へ意見聴取の依頼がありました。令和3年7月12日付けで農業経営改善計画の変更について認定されましたが、今回、ブドウ生産について、簡易被覆トンネルによる根域制限栽培からハウス栽培に変更することから、再度変更の認定申請があったものです。申請者は、現在、コマツナ、イチゴ等の生産を行っています。今後は、利益率の低いコマツナ、メロン、シュンギクの栽培を取りやめます。ブドウ生産について、簡易被覆トンネルによる根域制限栽培からハウス栽培に変更します。また、通年で集客力のある観光農園の確立を目指すとともに、規格外のイチゴを活用したジャムの生産で高付加価値商品の販売を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得743万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

5番は広島市及び東広島市で営農されているため、広島県知事へ申請書の提出があり、令和6年5月14日付けで広島県知事から広島市長へ意見聴取の依頼がありまし

た。申請者は、現在、水稻栽培を行っています。今後は、50馬力クラスのトラクターを導入することで作業効率を上げ省力化を図ります。また、令和6年末で専業農家になるとともに、水稻の作付面積を拡大し、ホームページの作成及びECサイト（電子商取引）での販売強化を図ることにより、年間労働時間1,800時間、年間所得512万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区安古市、佐東地区を担当しております、農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願ひします。

1番の申請者についてです。6月3日に溝口農業委員とともに経営農地を訪問し、お話を伺いました。申請者は現在65歳で、農家として40年の経歴をお持ちです。出荷先は、これまで市場を主とし、小売店にも直接出荷されていましたが、安値解消や、契約内容の改善が期待できないので、新たに全農に出荷することを決めたそうです。昨今の資材高騰は、これまでの農業経営の経験の中でも最も大変だと言われていました。このような中でも、広島市の省エネ機器導入支援事業を活用し、運搬機などの農業機械を導入し、広島菜の生産拡大を目指しています。息子さんも農業に従事されており、1番の農業経営改善計画の新規の認定については問題ありません。続いて2番の申請者についてです。6月3日に溝口農業委員とともに経営農地を訪問し、お話を伺いました。現在40歳の申請者は、就農して20年になります。露地と施設の複合経営で、キュウリ、広島菜、ハウレンソウ、ミブナ、エダマメ等、多彩な野菜を栽培、出荷されています。出荷先は、全農と市場に出荷されています。今後は、暑さに強い新しい葉物野菜の栽培にチャレンジしてみたいと抱負を語っていました。この冬からは、申請者の奥様が新たな労働力として加わるので、労働力の確保が見込めるということでした。そのため、ほ場の回転率を上げ、収益向上を目指しています。2番の農業経営改善計画の新規の認定について問題ありません。

議 長

溝口委員からも、この他ご意見があればお願ひします。

溝口委員

5番の溝口です。武内推進委員の意見のとおりで、2人とも真面目な人間です。問題ないと思います。

議 長

3番、石井推進委員。

石井推進委員

安佐南区沼田地区を担当しております、農地利用最適化推進委員の石井です。本日はよろしく申し上げます。

3番の申請者について、報告させていただきます。5月31日に浅元農業委員とともに、訪問しました。就農時期は、2020年9月、ハウスでの水耕栽培で就農をスタートし、周年栽培され、週に2、3回出荷をしています。昨年は露地栽培も開始され、白ネギ、ダイコンを栽培しています。今年は、ハウスピーマンを栽培中で、ナスも試験的に栽培しています。また、現在8反ほどの水田を作業受託し、依頼があれば、草刈りも行っています。従業員は今はおらず、申請者だけで行っており、奥さんが時々お手伝いに来ます。出荷先は主にスーパーや産直で、自分で持ち込んでいます。次に近況や課題についてです。申請者が営農されている地区は、ほ場整備の未整備地が7割ほどありますが、水稲の作業依頼は今後増えると予想しています。一方、コンクリート畦畔で形の悪いほ場が多く、耕運機しか入らないようなほ場もあり、とても大変とのことでした。また、作業受託の金額についても一律で決めることは難しく、地権者さんと相談の上、金額を決めているとのことでした。また、自前の乾燥施設を持っていないので、他の方が使わない合間に使っており、そのため、刈り取り時期を自由に決められないことは、作業の遅れにつながるため今後の課題です。自前で乾燥施設を持つにしても、迷惑施設となるため、今持っている方の施設を引き継ぐかたちで、確保していきたいとのことでした。規模拡大については、露地での白ネギ、水田です。将来的には、繁忙期でのスポット的な従業員の雇用も考えているとのことでした。地元としても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。3番の農業経営改善計画の新規の認定について問題はありません。

議 長

石井推進委員からご意見をいただきました。

浅元委員、この他ご意見があればお願いします。

浅元委員

今説明があったとおりですが、地域の農業については、少子高齢化ということで、特に高齢化して後継者がいないという方がずいぶん増えております。そういう意味合いも含めて、水稲の作業受託については、今後ますます増えるものと思っています。地域の農業を継続していただけるということで、申請者の活躍に期待をしているところです。

議 長

4番、下中推進委員。

下中推進委員

安佐北区白木地区を担当しています推進委員の下中です。本日はよろしくお願ひします。

4番の申請者は37歳で観光農園を中心に事業を展開されております。観光イチゴ農園は、ハウス内で加温し、棚を設置し、育成します。良質のイチゴを12月から6月頃まで供給し、結構な人気で順番待ちの状態です。水耕栽培とミツバチでの交配など特殊な部分もあり、毎年天候や作物の状態に、苦心の連続でもあるとのこと。特に予約してまで来ていただいているお客様に対して、その時にイチゴがないわけにいかず、まず生産の安定が大切な要素です。イチゴ苗21,000株を用意し、栽培し、要望に応じており、今のところ、お客様に迷惑をお掛けした事はない状況です。イチゴジャムは委託し作ってもらっており、キッチンカーの用意もあります。観光農園の周知は、SNS、ホームページ、口コミ、行政等であり、リピーターも多々います。広島市内で同じようなイチゴ観光農園は、他に3施設程度であり、希少性・話題性もあり、施設の充実・拡張も視野に入れております。自家用車での来園が多く、駐車場もたっぷりあります。JRの最寄駅から近く、市内中心部から片道1時間以内で来られる立地でもあります。但し、最寄駅はICOCAなどが使えず現金のみでキャッシュレスにならず残念なところもあります。この地に来て新形態の経営も順調に進み、地域の方からのご支援もあり、地域の方々と共に歩みたいと言われており、スタッフ約10名で常時運営中です。

以前は、安芸高田市などでコマツナを中心に売り上げを伸ばしていましたが、収益性の関係もあり、切り上げ、経営の軸足をこの地に拡大し、秋にはブドウ7品種、シャインマスカット系を提供予定です。現在、イチゴ関係で、約5千万円程度の売り上げがあり、今後は、イチゴとブドウの両輪で経営を行う予定です。4番の農業経営改善計画については問題はないと思われま

議 長

下中推進委員からご意見をいただきました。

己斐委員、この他ご意見があればお願いします。

己斐委員

今、下中推進委員が言われたとおりで、白木地区において、活性化に向けて頑張ってください。申請者のイチゴ農園の近隣ですと、6月末からブルーベリーが観光農園として開園していく予定となっておりますし、先ほど下中委員がいわれました、ブドウも順調にいけば、2年後くらいから観光農園とし

て、開園できるのではないかと思います。農業経営改善計画につきましては、問題なくクリアしていただけるものと思います。

議 長

5番、藤岡推進委員、よろしくお願いします。

藤岡推進委員

安芸区阿戸地区を担当しています農地利用最適化推進委員の藤岡です。本日はよろしくお願いします。

5月28日に山縣農業委員と申請者宅に伺いました。現在、申請者1人で農業経営をされています。平成30年に父が他界し、父の農業を継承し、申請者は兼業農家でとても頑張っています。今、どこの地区も同じだと思いますが、高齢化又は跡継ぎがないということで、その人たちの為にも農地を借りて耕作しています。今後は阿戸地区の農地を遊休地化させることのないように申請者が引き受けるとのことでした。現在、所有地80a、借入地が阿戸地区400a、東広島市500aで合計約1haを水稻のみで経営され、頑張っています。出荷先は主にJAや道の駅、米問屋で、他はインターネットでの個人販売です。品種はあきさかり、ヒノヒカリ、モチ米です。今後は、令和6年度末でサラリーマンを辞めて専業農家になります。今年ジャガイモ5a、サツマイモ4aも栽培しています。東広島市の方では、水が不足するほ場ではニンニクも栽培する予定です。また、来年は無農薬栽培を40a取組み、作付面積が広い為、50馬力クラスのトラクターを導入し、作業効率を上げたいとも言われていました。現在、耕作面積がたくさんありますが、所有者と相談し、町だおしによりほ場を整備しています。現在3か所行っており、サラリーマンをしながら大変だと思いますが、申請者は趣味で行っていると聞いて驚きました。地元としても、今後も申請者を応援していきたいと思っています。5番の農業経営改善計画の新規の認定について問題はありません。

議 長

藤岡推進委員からご意見をいただきました。

山縣委員、この他ご意見があればお願いします。

山縣委員

16番、山縣です。申請者は、阿戸地区などで約900a程度の水稻を栽培しています。令和6年度末で会社勤めも辞めて、専業農家になり、作付面積も2.5倍くらいに規模拡大して頑張ると言われています。ひたすらに農業に取り組んでおられ、農業経営改善計画は妥当であり、将来有望な農家になることを大いに期待しています。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、100件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の56ページをご覧ください。

今回、1番から8番で上程している合計100筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長

議案第8号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、担当の山本委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

山本委員の意見を代読します。

4番、山本です。1番、2番の農地につき、5月14日に平川推進委員と現地調査し、現況がそれぞれ原野、山林であることを確認しました。

議長

3番、4番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。3番、4番は、令和6年5月17日に生田農地利用最適化推進委員と現地調査を行いました。雑木及びカヤ等が茂り、再生の見込みがない状況でした。その結果、山林、原野であったことを報告します。

議長

5番、6番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。4月29日に野平推進委員と、4月30日には花谷推進委員と現地調査を行いました。調査の結果、雑木や笹などの山林、原野であったことを報告します。

議長

7番、8番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。5月8日、9日と2日間にわたって、大門推進委員と現地を調査いたしました。その結果、原野であることを認めます。

議長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第8号の100件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第7号の専決処理について、98件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、66ページから70ページの28件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、71ページから77ページの39件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、78ページ、79ページの9件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、80ページ、81ページの16件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回の専決処理、82ページの4件、報告第6号、特定農地貸付けの承認の取消の専決処理、83ページの1件、報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、84ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の、農政に係る審議事項の議題に入ります。

令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について説明します。別

冊のA3横長の配付資料をご覧ください。

まず1の最適化活動の成果目標の農地の集積は、目標の11.7%の集積率に対して、実績が9.8%でした。令和5年度末の集積面積は237.7haで令和4年度末から10.7ha増加しました。

次に成果目標の遊休農地の解消等ですが、農地法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地を緑区分とし、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地を黄区分に分類しています。このうち、緑区分の解消目標1.2haに対して0.8haの実績でした。

黄区分は、遊休農地がなかったため目標を策定しておりません。

また、新規発生遊休農地の解消目標0.7haに対し0.1haの実績でした。成果目標の新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、目標の8.4haに対し、4.4haの実績でした。

続きまして2の最適化活動の活動目標ですが、農業委員、推進委員の月当たりの活動日数、目標の10日に対して平均6.5日となっています。

次に活動強化月間と新規参入相談会への参加ですが、どちらも目標を達成しています。内容は11月に遊休農地の解消として、遊休農地所有者に戸別訪問を行い、意向の把握等を行っていただきました。12月は新規参入の促進として、推進委員の方にスローライフで夢づくり新規就農者などを訪問し、面談等を行うなどのフォローをしていただきました。1月は農地の集積として、推進委員の方に認定農業者を訪問し、面談を行い規模拡大等の意向を確認していただきました。

新規参入相談会への参加ですが、令和5年12月に農業振興センター主催のひろしま活力農業経営者育成研修体験会に、地元の農業委員、推進委員に参加していただきました。

最後に、3の点検・評価結果ですが、目標に対して期待を上回る結果が得られた方が12人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が14人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が35人で、全体としては、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。

資料には委員ごとの点検・評価の結果を付けていますので、ご確認をしていただければと思います。

以上で、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。
続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

事務局（山根主査）

続きまして令和6年度第2回地区協議会開催日程についてです。配付資料1ページ、資料1をご覧ください。日時は、令和6年7月8日月曜日から26日金曜日の間で各地区予定をしております。内容案は現地調査で、利用状況調査の目合わせ、ひろしま活力農業経営者就農候補地、耕作放棄地再生利用事業地、優良事例等を予定しております。

2ページの表をご覧ください。参考として、令和4年度と令和5年度の内容、集合場所を記載しておりますので、参考にご覧ください。各地区協議会の場でもお伝えしておりますが、今年度の集合場所及び内容が決まっていない地区については、3ページの表の下の※印に記載しておりますとおり、内容及び集合場所について、各地区協議会で意見をとりまとめるうえ、4ページの様式に記入し、6月14日金曜日までに事務局までご提出をお願いいたします。以上で地区協議会の説明は終わります。

続きまして、令和6年6月の現地調査日程について、配付資料の5ページ、資料2をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は6月14日金曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、14日金曜日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、17日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、18日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、19日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況や各委員のご都合により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上で、その他の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和6年第6回総会を終了します。

次回の総会は、令和6年7月5日金曜日午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、本日この後15時30分から東区役所5階講堂で農業委員、推進委員合同による研修会がありますので、よろしくをお願いします。それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

これで本日の総会を終わります。ありがとうございました。